

## 令和5年 天草市農業委員会第5回総会議事録

令和5年5月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和弘 君
3番	金棒 康二 君	4番	淀川 洋一 君
5番	猪原 真滋 君	7番	野中 幸廣 君
8番	平岡 敬則 君	9番	川口 明 君
10番	富崎 ますみ 君	11番	黒川 紀世子 君
12番	端田 睦子 君	13番	山並 彰一郎 君

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

6番 中村 三千人 君

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	局長補佐	松本 馨
書記	浦川 優也	書記	濱 朋也
書記	宮川 楓大		

### 4、議事日程

#### 開 会

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	議第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第28号 農業振興地域整備に係る農用地区域からの除外申請について
日程第5	議第29号 農業振興地域整備に係る農用地区域への編入申請について
日程第6	議第30号 農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第7	議第31号 非農地証明書交付申請について
日程第8	報告事項について

#### 閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和5年天草市農業委員会第5回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。コロナウイルスも5類に引き下がり、マスクを着用する必要がなくなりましたけれども、本会場におきましては、会議中のマスク着用をお願いしたいと思います。それと5月22日から23日にかけて、自民党の農林部会というところで朝8時から9時までの1時間出席し、先日熊本市で説明したタブレット端末の件を、私たち農業者が国会に要望してきました。先生方からの質問に答えるような形での懇話会でした。委員長は〇〇〇〇の〇〇先生で、他にも96名の農業関係の先生がいらっしゃり、そのうち40名が出席されました。熊本県内からは、〇〇先生、〇〇先生、それと〇〇先生が出席されました。〇〇県の方と二名で話をしましたけれども、帰るころに農業会議の方にお褒めの言葉をいただいて、喜んで帰ってきたところです。そして6月6日からタブレットの研修会が3カ所に分けて実施されます。この際にタブレット端末を配付したいと思います。ここで研修を受けてタブレットの使い方を学んでもらいますが、この端末は市の所有のため、それぞれ貸した証拠を残しておかなければなりません。色々な問題が出てくると思いますので、後ほど事務局から説明をしていただきます。本日は、3条10件、5条6件、利用権の設定が3件、非農地が3件、農振区域からの編入と除外が合わせて12件あります。大変だと思えますけれども、慎重なるご審議をお願いしたいと思います。また皆様には健康に気を使いながら頑張ってくださいように願ひまして、会長の言葉としたいと思います。

○事務局（上原和之君） 本日は、6番中村委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、5番猪原委員、8番平岡委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第26号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。浄南町の譲受人は、浄南町の譲渡人より、宮地岳町の田781㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇

から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10 番（富崎ますみ君） 10 番富崎です。先日、松川委員と現地確認に行きました。畑は草が刈ってありましたので、利用されるのには問題ないかと思えます。松川委員がおっしゃっていたのですが、この土地は贈与なのでしょうか。

○事務局（濱朋也君） こちらは譲渡人と譲受人が親戚関係になりますので、贈与で間違いありません。

○10 番（富崎ますみ君） わかりました。特に問題はないと思えます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。志柿町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、志柿町の畑 377 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（黒川紀世子君） 11 番黒川です。5 月 21 日に現地確認に行きました。〇〇〇〇の〇〇の隅でそこまで大きくありませんが、家庭菜園で野菜を育てるのにちょうど良いところだと思えました。以前耕作されていた方は一部しか野菜を栽培されておられませんでしたので、今回の申請で農地が有効に使われるといいなと思えました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。楠浦町の譲受人は、中村町の譲渡人より、楠浦町の畑724㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上委員と現地確認に行ってきました。1つ質問があります。申請地の上の土地は、譲受人が受けられる土地ではなく、違う方が地主なのでしょうか。

○事務局（濱朋也君） 左上の土地は既に宅地となっております、右上の土地は〇〇〇〇が難航しており、3条申請がされていない状態です。以上です。

○10番（富崎ますみ君） わかりました。境目が分かりづらい場所ですが、申請地の中に道があり、有効活用された跡や果物も植えてあるので非常にいい農園だなと思いました。また若い方が作られるということで良いことかなと思います。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。北浜町の譲受人は、福岡県の譲渡人より、本渡町の畑327㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には

果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認をしました。譲渡人と譲受人は〇〇〇〇で、譲渡人は福岡県在住で土地の管理ができないため、譲受人に畑を譲った形になります。問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。深海町の譲受人は、深海町の譲渡人より、深海町の田313㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（金棒康二君） 3番金棒です。先日、滝下推進委員と現地確認をしました。現場は水田基盤整備事業の際、効率的に農業をするために農地の一部分を取り換えたが、その部分が未登記となっていたそうです。双方とも、元気なうちは米作りを続けるということでした。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。下浦町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、有明町の畑118㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申

請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。なお、今回の案件は、譲受人が下浦町にお住まいとなっておりますが、すぐ〇〇にあります宅地を購入して住むということを確認しております。以上です。

○1 番（本田実君） 1 番本田です。ここにつきましては、譲渡人が管理されていましたが、熊本市に住んでおり遠方のため、売買をしたそうです。何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7 番について説明します。有明町の譲受人は、菊池郡の譲渡人より、有明町の畑 233 m<sup>2</sup> を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○1 番（本田実君） 1 番本田です。山田推進委員と現地確認をしました。譲渡人は菊池郡の方で譲受人は有明の方ということで、話を聞きましたけれども、ご自分で耕作されるということで何ら問題ないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

○事務局（松本馨君） 一点、補足説明を致します。譲受人は有明の少し離れたアパートに住んでおられますが、実家が申請地のすぐ近くにあるので、実家に行き来しながら管理をされる予定です。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 8番について説明します。有明町の譲受人は、大阪府の譲渡人より、有明町の畑964㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○1番(本田実君) 1番本田です。先日、光崎推進委員と現地確認に行きました。譲受人の〇〇〇〇で実際に譲受人が管理をされており、今回贈与によって取得して、これから管理をしていきたいということでした。ご審議よろしく願いいたします。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

○7番(野中幸廣君) 7番野中です。申請地に道が作られており、農地部分が少ないように見受けられますが、畑はどのくらいの広さあれば問題ないのでしょうか。

○1番(本田実君) 写真をみればそのように見えますが、反対側にはニンニクをたくさん栽培されておりました。半分は農地部分でないかと思えます。

○事務局(松本馨君) 利用状況調査の際に、基本的には2分の1程度耕作されていれば農地であると判断しています。また果樹も植えてありましたので、今後果樹を増やしたり、野菜を育てたりするのではないかと思います。以上です。

○7番(野中幸廣君) 分かりました。

○議長(本田実君) 他にありませんか

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 9番について説明します。倉岳町の譲受人は、大阪府の譲渡人より、倉岳町の畑970㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（山並彰一郎君） 13番山並です。先日現地確認に行きました。東側の農地は、長年放置されていたような農地で重機を入れて拓き直してありました。野菜を作られる予定で準備もできていたので、何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の3ページをご覧ください。10番について説明します。五和町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、五和町の田1,370㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。5月22日に原田推進委員と現地確認に行きました。現地の写真を見ていただくと分かると思いますが、現在圃場整備の途中で左側は完了していますが、右側はまだ完了していない状態です。農林整備課に問題がないことは確認してあります。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第3、議第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

いてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は亀場町の法人で、亀場町の田822㎡を売買により取得し、宅地分譲する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、住宅用地としての需要が見込まれるため、宅地4区画、通路として整備し、利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認に行きました。申請地周辺は何年か前から少しずつ宅地に転用されておりまして、周りもほとんど住宅地になっています。仕方がない場所かなと思います。ご審議をお願いします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑647㎡を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しており、宅地拡張したいため、住宅1棟、倉庫1棟、駐車場4台、庭、通路、転回スペースとして利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番(富崎ますみ君) 10番富崎です。先ほどの3条の案件と申請者が同じで、空き家バンクを利用されているということですが、どこが空き家にあたるのでしょうか。

○事務局(浦川優也君) 空き家は青線で囲まれている土地の部分で譲受人の方が既に購入し、入居されています。それに合わせて3条の案件と今回の申請地を購入されるということです。

○10番(富崎ますみ君) 分かりました。駐車場として利用されるなら特に問題ないと思います。畑もいいところを買われたと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 3番について説明します。転用者は楠浦町の法人で、楠浦町の畑68㎡を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車場が不足しており宅地拡張したいため、寺院1寺、駐車場4台、進入路として整備し利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番(富崎ますみ君) 10番富崎です。先ほど動画でもありましたが、既に駐車場として利用されていて、車が数台駐車できる状態です。仕方がないことなのかなと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。転用者は苓北町の個人で、楠浦町の田448㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、雑種地として利用していたため、譲渡人より始末書が提出されています。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。浦上推進委員と確認に行きました。写真を見ていただくと分かると思いますが、周りは全部住宅で申請地は雑種地の状態です。草刈りはされてきました。特段問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の5ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は川原町の個人で、本渡町の畑187㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として農林水産省令で定めるものの施行に係る第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭、通路として整備し利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、駐車場として利用していたため、譲渡人より始末書が提出されて

います。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日山下推進委員と現地確認に行きました。申請地はずっと前からこのような状態で、始末書にあるように譲渡人が〇〇〇〇から〇〇に住んでおられて、兄弟に土地の管理を任せてある状態でした。以前は畑だったのだろうと推測しますが、周りは住宅地で、住宅を建設するのに適した土地だと思います。問題はないかと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の畑192㎡を贈与により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車場スペースが不足しているため、駐車場2台、来客用駐車場2台、転回スペース、通路として整備し利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（川口明君） 9番川口です。5月16日に現地確認を行いました。始末書も提出されており、何ら問題はないかと思えます。ご審議方よろしくをお願いします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

○議長（本田実君） 日程第4、議第28号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請についてを議題とします。それでは1番から事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 審議に入る前に資料⑤の「農振除外に係る審議スケジュール」についてを説明させていただきます。こちらは昨年も説明させていただきましたが、おさらいもかねて説明をしたいと思います。まず始めに農振農用地について説明します。簡単にいえば農地として守るべき農地のことです。農振農用地に指定されていますと家や駐車場といった、一般的な転用関係というのが、除外しない限りできないこととなります。その農振農用地から外したい、または農振農用地にしたいと言う申請を1年間に2回農業振興課で受付をしております。今回の申請は資料でいいますと、「上期」にあたり、令和4年11月から令和5年4月に受付した申請です。そして農業振興課から農業委員会に審議依頼があり、5月総会で審議を諮る形になっています。農業委員会で許可見込みありとなった場合、農業振興課で1番から5番にかけての協議等を約半年かけて行います。もし許可見込みなしという判断があった場合は、農業振興課で申請から外すということになります。ここで注意していただきたいことがあります。※印をご覧ください。今回農業委員会で許可見込みありとなった場合でも、半年の間で協議をした結果、除外・編入ができない場合も考えられます。協議の結果、除外します、編入しますとお知らせすることを公告というのですが、こちらが9月下旬ごろにあります。公告されたものが令和5年10月以降の農業委員会総会の4条・5条申請として再度あがってきます。そこで許可をするのかしないのかを農業委員会で判断するということになっております。除外申請の現場確認を今月していただいたと思いますが、10月か11月にもう一度同じところを現地確認していただくことがあるかと思っておりますのでよろしくお願い致します。以上です。

○事務局（宮川楓大君） それでは審議に入らせていただきます。資料②の6ページをご覧ください。1番について説明します。申請者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の田1,178㎡をスポーツジムにする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、スポーツジムの建設したいため、スポーツジムの建設する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地となりますが、集落に接続するため、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がございましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に2番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(宮川楓大君) 2番について説明します。申請者は楠浦町の個人で、楠浦町の田と畑7,195㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。全部で2つあります。2つ目です。土地利用計画の内容は、山林として管理したいため、植林をする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に3番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(宮川楓大君) 3番について説明します。申請者は本町の法人で、本町の田1,480㎡を運動広場にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、運動広場として利用したいため、運動広場として利用する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、第2種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に

4 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(宮川楓大君) 4 番について説明します。申請者は上天草市の個人外 1 名で、本渡町の畑 448 m<sup>2</sup>を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、個人住宅にする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に 5 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(宮川楓大君) 5 番について説明します。申請者は栢宇土町の個人で、栢宇土町の田 278 m<sup>2</sup>を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが土砂災害警戒区域にあるため、個人住宅を建設する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に 6 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(濱朋也君) 6 番について説明します。申請者は倉岳町の個人で、倉岳町の田と畑 412 m<sup>2</sup>を駐車場及び中古車展示場にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号

線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、中古車展示場及び従業員の駐車場として利用したいため、駐車場及び中古車展示場にする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地となりますが、集落に接続するため、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に7番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（濱朋也君） 7番について説明します。申請者は栖本町の個人で、栖本町の畑422㎡を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが土砂災害警戒区域にあるため、個人住宅を建設する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね10ha未滿の広がりのある区域内にある第2種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に8番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（濱朋也君） 8番について説明します。申請者は熊本市の個人で、新和町の田1,311㎡を資材置場及び加工場にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道大多尾新合線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、鉄筋工事の会社を営んでおり、資材置場及び加工場が必要なため、資材置場及び加工場にする計画です。次が農振農用

地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 300m以内に市役所の支所がある第 3 種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、今回中村委員が欠席のため、中村委員の意見を代読させていただきます。4 月 19 日に池田推進委員と申請者の親族の方と現地確認に行きました。申請地の上の方に水路がありますので、そこに影響がでないように注意してもらえれば何ら問題ないと思います。申請者の親族の方には水路のことをお伝えしました。ご審議方よろしくお願ひします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に 9 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（濱朋也君） 9 番について説明します。申請者は新和町の個人で、新和町の田 272 m<sup>2</sup>を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、個人住宅を建設する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地となりますが、集落接続のため、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、既に一部が転用してあるため、始末書が提出されています。また、こちらの案件も中村委員が欠席のため、中村委員の意見を代読させていただきます。4 月 19 日に現地確認を行いました。駐車スペースがないため、今ある家を解体して、駐車スペースがある個人住宅を建てたいということです。始末書が出ておりますが、何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願ひします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に10番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（濱朋也君） 10番について説明します。申請者は滋賀県の個人で、天草町の畑258㎡に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、山林として管理したいため、植林をする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議題29号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請についてを議題と致します。それでは1番から事務局よりまとめて説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の7ページをご覧ください。1番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。基盤整備事業に取り組むため、農用地区域の編入をするというものです。次に2番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道坂瀬川鬼池港線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。果樹経営支援対策事業を活用したいため、農用地区域の編入をするというものです。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 30 号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 令和 5 年 4 月 1 日付けで法律が改正されましたので、ご説明させていただきます。AさんとBさんが直接貸し借りをする場合、「基盤強化促進法」という法律で申請することになります。農業公社という県の組織があり、AさんとBさんの間に農業公社が入って貸し借りする場合、これも「基盤強化促進法」の申請になります。ですが、Aさんが農業公社に貸す年数と、その土地を農業公社がBさんに貸す年数が違うことがあります。例えばAさんが農業公社に10年貸したとします。その土地を農業公社がBさんに5年貸す場合、「基盤強化促進法」の申請になりますが、その残りの5年間をCさんに貸す場合には「中間管理機構の法律」で申請することになり、農業公社とCさんの貸し借りは農業委員会の総会で諮ることは必要ありませんでした。しかし「中間管理機構の法律」が変わりまして、農業公社とCさんの貸し借りは農業委員会の意見が必要になり、今回の議題に挙がっております。議題の中で例を挙げますと、1番・2番・3番すべて公社に10年貸しており、5年間で借りていた方の満期がきて、次違う方が借りるといった内容になっています。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。議題の3番は満期ではなく途中で合意解約ではないでしょうか。

○事務局(浦川優也君) 失礼しました。議題の3番は途中で合意解約されております。途中で合意解約されて、次違う方が借りるとなった場合でも今まで農業委員会の意見は必要ありませんでしたが、法律が変わり意見が必要になり今回議題に挙がっております。

○2番(山下和弘君) 資料で確認はできるのでしょうか。

○事務局(浦川優也君) 確認する審査資料が資料の③の9ページになります。見方については借りる方が全てを効率的に利用できるかどうか、また借りる方が農作業に常時従事できるかを確認する必要があります。以上が議題の説明になります。今から今回の議案について説明いたします。資料②の8ページから9ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。更新の計画が0件、再配分の計画が3件、利用権移転の計画が0件、合計3件で筆数3筆、総面積が5,609㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人であり、資料③の9ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長(本田実君) 日程第7、議第31号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が2件、五和地域が1件の計3件です。筆数は全体6筆、面積は2,269㎡となっております。資料③の10ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の10ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から3番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が4番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が5番と6番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番から3番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 4番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 5番と6番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第 8、報告事項について事務局よりお願い致します。

---

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 11 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は 1 件。田を畑として利用したいというものでした。4 条・5 条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

---

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 5 年天草市農業委員会第 5 回総会を閉会致します。

閉 会 16 時 00 分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本田 実

署名委員 猪原 真滋

署名委員 平岡 敬則